

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令案 新旧対照条文

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
<p>政令</p> <p>犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令（平成二十二年政令第百九十二号）</p>	<p>事務略</p>	<p>政令</p> <p>犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令（平成二十二年政令第百九十二号）</p>	<p>事務略</p>
<p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十二年政令第 号）</p>		<p>第六条第一項各号に掲げる事務のうち、同条の規定により町村が処理することとされているもの</p>	
<p>〔新規〕</p>		<p>〔新規〕</p>	